

令和5年度

介護保険料を

お知らせします



65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)で、保険料を特別徴収(年金天引き)のみで納める方には保険料の決定通知書を、それ以外の方には納入通知書を7月中旬に発送します。

介護保険料は「立川市第8期介護保険事業計画」に基づいて決められています。第1号被保険者(65歳以上の方)の令和3年度～5年度の保険料の基準額(月額)は5880円です。保険料は所得に応じて14段階に分かれています。保険料は市が郵送する決定通知書、または納入通知書でご確認ください。

●特別徴収(年金天引き) 老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円以上(月額1万5000円以上)の方は、介護保険料が年金から天引きされます。

第1号被保険者の保険料の納め方

●普通徴収(個別に納付) ▼老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円未満(月額1万5000円未満)の方は、老齢福祉年金を受給している方 ▼年度途中で65歳になった方 ▼年度途中で立川市に転入した方などは、市が郵送する介護保険料納入通知書に同封の納付書で個別に納付してください。市役所、窓口サービスセンター、

各連絡所のほか、指定金融機関コンビニエンスストア等で納付できます。

期限内納付にご協力を

介護保険制度は加入者が互いに保険料を出し合って運営する相互扶助制度です。保険料の期限内納付にご協力ください。

●便利な口座振替のご利用を

普通徴収の保険料の納付には、納め忘れのない口座振替が便利です。申し込みは▼介護保険料納入通知書▼預貯金通帳▼通帳に使用している印鑑を持参して、指定金融機関窓口へ。

なお、災害などの特別な事情により、一時的に保険料が納められなくなった場合は、減免等を受けられることがありますので、ご相談ください。

通知書をシルバークラスの購入にご利用ください



シルバークラスの申し込みや更新の際、非課税証明書等の代わりとして、介護保険料の納入通知書、決定通知書を使用できます。くわしくは、東京バス協会 ☎03(5308)6950 にお問い合わせください。

問介護保険課介護保険料係・内線1446

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料

納入通知書を郵送します

令和5年度の国民健康保険料と後期高齢者医療保険料(75歳以上の方と65歳以上の一定の障害のある方が対象)の納入通知書を7月11日(火)から順次郵送します。国民健康保険料は世帯主宛て(世帯主以外の世帯員のみが加入している場合も同様)に、後期高齢者医療保険料は加入者宛てに送付します。

課(市役所1階36番窓口)または保険年金課(市役所1階6番窓口)で申告をしてください。

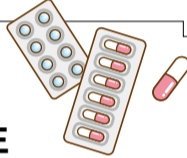
「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を郵送

ジェネリック医薬品を利用することで、自己負担額の軽減が見込まれる国民健康保険被保険者の方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を7月末日に郵送します。このお知らせは、4月に処方された薬(新薬の名称・用量・自己負担相当額と、その薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減)

●収入がなかった方も申告を 世帯主と加入者の総所得金額等の合計が一定の基準以下の場合には、保険料が軽減されます。収入・所得がなかった方も、課税

薬が余っていませんか

～残薬調整の重要性



調剤薬局で渡された薬を忘れずに服用できていますか。長く服用していると、ついのみ忘れて、薬がたくさん余ってしまうこともあるかと思えます。

余っている薬をそのままにしておくと、期限が切れているのに誤って服用してしまう恐れがあります。また、医師は処方した薬を患者がすべて服用していると想定して、治療を継続します。決められた量の薬をのんでいないのなら、それに応じた治療に切り替える必要があるかもしれません。

残薬調整の相談は薬剤師にしてください。処方日数の調整などを医師へ提案します。これにより服用する薬の量や種類を見直すことができます。また、不要な処方をカットすることができるので、医療費の削減にもつながります。

残薬調整は、市民の皆さんの健康維持と医療費の抑制に重要な役割を果たしますので、ご協力をお願いします。

国民健康保険運営協議会委員・立川市薬剤師会 石原 一生

減額を試算したものです。ジェネリック医薬品を希望する際は、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください。

国民年金保険料免除・納付猶予申請

国民年金保険料免除・納付猶予制度の令和5年度(令和5年7月～令和6年6月)の申請を7月から受け付けています。申請月から2年1か月前までの未納月についても申請可能です。免除制度は、保険料の支払いが困難な場合に、本人、配偶者、世帯主の前年の所得に応じて保険料が免除されるものです。

納付猶予制度は、50歳未満の方で、世帯主の所得は審査対象外となり、本人と配偶者の所得が一定以下であれば保険料の納付が猶予されるものです。

離職した方には「特例免除」もあります。失業していることが確認できる公的機関の証明(雇用保険受給資格者証、離職票等の写し)をご持参ください。

問市保険年金課国民年金係・内線1394、日本年金機構立川年金事務所 ☎(523)0352

国民年金保険料・学生納付特例制度

大学・専修学校などの学生が、収入が少なく保険料を納付することが困難な場合、本人の前年所得が一定基準額以下であれば、納付義務が猶予される制度です。申請日より2年1か月前までさかのぼって申請できます。手続

きには学生証(卒業後は在学期間の分かる証明書)、基礎年金番号通知書か年金手帳が必要です。また、承認された期間は老齢基礎年金を受給するために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。将来受け取る年金額を増やすためには、10年以内に納めることができます。追納制度をご利用ください。

問市保険年金課国民年金係・内線1394、日本年金機構立川年金事務所 ☎(523)0352

7月17日(月・祝)、女性総合センターと図書館は臨時休館

7月17日(月・祝)は、女性総合センターと図書館が設備点検のため休館します。これに伴い、図書館の貸出システムが停止するため、中央図書館と各地区図書館は全館休館します。また、点検の準備のため、7月16日(日)午後5時～18日(火)午前10時は、図書館ホームページが利用できない場合があります。

問女性総合センター 男女平等参画課 ☎(528)6801 図書館 中央図書館 ☎(528)6800

砂川学習館の防災行政無線を一定期間停止します

砂川学習館の解体工事に伴い、防災行政無線を一定期間停止します。期間中は、災害の情報、定時放送(見守り放送、夕焼けチャイム)などが放送されません。くわしくは市ホームページをご覧ください。

問防災課・内線2535